

## 人権擁護委員に委嘱されました



茂木 美智代氏



長嶋 道枝氏

私たちの基本的な人権の擁護や自由人権思想の普及などのために活動する人権擁護委員に茂木美智代氏(長野)が新たに委嘱されました。

また、長嶋道枝氏(向町)は、3月31日をもって任期満了となりましたが、引き続き人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員の任期は3年で、4月1日付けで法務大臣から委嘱を受けました。

▶**問い合わせ** 人権・男女共同参画推進課人権推進担当(内線221)

## もの忘れ検診の対象年齢を拡大しました

65歳未満の方が発症する若年性認知症は、進行してからようやく認知症だと分かることが多く、診断が遅れてしまう傾向にあります。認知症は、早期発見・早期治療をすれば、進行を遅らせることができるものです。

今年度からもの忘れ検診の対象年齢が拡大しましたので、早期発見のために積極的に受診しましょう。

▶**期間** 令和8年2月28日(土)まで

▶**対象** 本市に住居登録がある方のうち、令和8年3月31日時点の年齢が50～70歳(昭和30年4月2日～昭和51年4月1日生まれ)の方(認知症治療中の方を除く)

▶**内容** 問診、浦上式検査(医師の質問に答える検査法)

▶**費用** 無料

▶**受診方法** 高齢者福祉課で「行田市もの忘れ検診受診票」の交付を受けた後、市が指定する医療機関に予約し、受診してください。

▶**実施医療機関**

医療機関名	住所	電話番号
医)行仁会 加藤内科医院	旭町3-2	556-3253
医)社団清幸会 行田中央総合病院	富士見町2-17-17	553-3360
医)結び会 松原医院	長野1-17-3	553-6700

▶**申し込み・問い合わせ** 同課地域包括ケア担当(内線278)

## 防災行政無線の試験放送および緊急地震速報訓練を実施します

市では、防災行政無線の操作卓整備を行い、市ホームページや浮き城のまち安全・安心情報メールなどに連動し、災害や防犯に関する緊急情報を迅速かつ広くお知らせすることが可能となりました。

そのため、次のとおり防災行政無線放送および情報配信の試験を行います。また、全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急地震速報訓練を実施します。

### 【防災行政無線の試験放送および情報配信】

▶**試験日時** 6月17日(火)午前10時ごろ(放送に併せて、市ホームページ、市公式LINE、メールが配信されます)

▶**放送内容** 上りチャイム音→「こちらは防災行田です。これは、防災行政無線の試験放送です。こちらは防災行田です。」→下りチャイム音

### 【緊急地震速報訓練】

▶**訓練日時** 6月18日(水)午前10時ごろ(市ホームページ、市公式LINE、メールは配信されません)

▶**放送内容** 上りチャイム音→「こちらは防災行田です。ただ今から訓練放送を行います。」→緊急地震速報チャイム音→「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(※3回繰り返し)→「こちらは防災行田です。これで訓練放送を終わります。」→下りチャイム音

### 防災行政無線音声確認サービスをご利用ください

放送内容が聞き取れない場合などに直近の放送を電話で聞くことができます。

☎0120-360-100(無料)

▶**問い合わせ** 危機管理課(内線282)

## 健康診査(旧ヤング健診)を受けましょう

健診を受けて自分の体の状態を知り、生活習慣病を防ぎましょう。

▶**期間** 6月2日(月)～令和8年2月28日(土)

▶**場所** 市内指定医療機関

▶**対象** 次のいずれかに該当する方

①昭和61年4月2日～平成22年4月1日生まれの方で、職場などで健診機会のない方(学生を除く)

②40歳以上の生活保護受給中で医療保険に未加入の方

▶**費用** 1,000円※生活保護受給中の方、特定中国在留邦人などで支援給付を受けている方は無料

▶**検査項目** 身長・体重測定、腹囲、理学検査、血圧測定、血液検査、尿検査など

▶**申し込み** 市公式LINE、直接、電話のいずれかの方法により健康課

▶**問い合わせ** 同課(内線361～364)



市公式LINE

## 7月1日から子ども誰でも通園制度事業の利用料を1時間当たり300円とします

市では、現在国の試行的事業の「子ども誰でも通園制度」の利用料を無料で実施しています。

子ども誰でも通園制度は、今年度から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の「乳児等通園支援事業」として制度化され、令和8年度から本格的に全国の自治体で実施されます。

全国的な制度化に伴い、国が標準的な利用料を1時間当たり300円としていることから、本市でも7月1日(火)から1時間当たり300円とします。

▶**利用料** 1時間当たり300円  
※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は、子ども未来課での申請により利用料の減免が受けられます。

▶**支払方法** 利用時に利用券と一緒に直接施設にお支払いください。

▶**問い合わせ** 同課子ども・子育て担当(内線257・263・286)

## 夏休み期間に学童保育室での預かり保育を行います

夏休み期間中、定員に空きのある学童保育室で児童の預かり保育を実施します。利用を希望される方は期限までに申請してください。

▶**利用期間** 7月22日(火)～8月30日(土)(市内小学校夏休み期間中のみ)  
※日曜日、祝日を除く

▶**利用時間** 午前7時30分～午後7時

▶**利用料** 7月分、8月分の2カ月分(いずれかの月のみ利用する場合は1カ月分)※月額利用料は通常の学童保育室保育料に準じて算定

▶**申請方法** 子ども未来課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添付の上、6月18日(火)までに同課まで申請してください(土曜日・日曜日午後を除く)。

▶**利用基準** 夏休み期間中、次の利用基準に該当する方が申請できます。  
①勤務終了時間が正午以降であること  
②勤務日数が月平均15日(1年生の保護者は12日)以上であること  
③監護が可能な同居(同敷地内)の親族がいないこと  
④自宅における監護が難しいこと(家族の病気や介護なども含む)

▶**注意事項**  
・定員に空きがある学童保育室に申請することができます。  
・申請書類に基づき審査を行い、優先度の高い方から順に利用を決定します。  
・学童保育室への送迎は、保護者が行ってください。  
・昼食は各自で用意してください。



市ホームページ

▶**問い合わせ** 同課子ども・子育て担当(内線262)

## 教育文化センター「みらい」文化ホールの申し込み期間を延長します

教育文化センター「みらい」文化ホールの利用申し込みについて、6月から申し込み期間を延長し、利用希望月の12カ月前から申し込みすることができるようになります。

▶**Web・窓口・電話による予約開始日**

利用する月の12カ月前の1日から

▶**予約抽選(Webのみ)の申し込み期間**

利用する月の13カ月前の10日から25日まで

(抽選結果は抽選申し込み終了日の翌日)

▶**問い合わせ** 同センター☎556-2649

## 行田市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを制定しました

市では、太陽光発電施設の設置に関して、近隣住民の安全、周辺環境への配慮、近隣住民への周知の促進を図るため、行田市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを4月1日に施行しました。

このガイドラインは、令和7年10月1日以降に設置される太陽光発電施設について適用します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

▶**問い合わせ** 環境課☎556-9530

## 行田市畜産振興協議会から寄付金が寄贈されました



同協議会副会長 齋藤浩美さん(右)、  
監事 五十嵐初江さん(左)と行田市長

4月16日、行田市畜産振興協議会から2,592,402円の寄付がありました。

同協議会は、昭和58年に養豚、養鶏、酪農、肉牛の畜産農家により設立され、本市の畜産業の発展を支え続けてきましたが、このたびの解散に伴い、長年積み立てた緊急防疫対策積立金などを市政に役立ててほしいと寄付されたものです。

寄付金は市の農業振興に活用させていただきます。

▶**問い合わせ** 農政課☎580-3013